

スポーツ活動・文化活動の振興に 功績のあった方を募集します

南部町教育委員会では、

スポーツ活動もしくは文化活動において、特に優秀な成果をおさめられた町内在住の個人、団体、または町内勤務者及びスポーツ活動もしくは文化活動の振興に著しく功績のあった方に対して表彰を行っています。

町民の皆さまから広く被表彰者についての情報を募集したいと思っておりますので、基準に該当する方がおられましたら、ぜひ教育委員会事務局までご一報ください。



表彰式の様子(平成24年度)

【授賞対象】

平成25年1月1日～

12月31日の間

【締切】

平成26年1月17日まで

※なお情報をいただいても、審議の結果表彰に該当しないと判断された場合は、表彰されない場合もありますので、予めご了承ください。

【募集に関する
問い合わせ先】

教育委員会事務局

公民館・社会教育室

TEL 64-3782

FAX 64-2183

表彰の種類	表彰の基準 (スポーツ・文化表彰実施要項より)
スポーツ賞・文化賞	スポーツ活動または文化活動において全国的に認められる優秀な成績を残した、町内在住の個人または団体、または町内勤務者 (全国6位以上)
スポーツ奨励賞 文化奨励賞	スポーツ活動または文化活動において、中国大会または鳥取県の大会等において優秀な成績をおさめた、町内在住の個人または団体、または町内勤務者 (3位以上)
スポーツ振興賞 文化振興賞	スポーツ活動または文化活動において、鳥取県西部地区または西伯郡の大会等において優秀な成績をおさめた、町内在住の個人または団体、または町内勤務者 (1位、またはこれに値する成績)
スポーツ功労者賞 文化功労者賞	スポーツ活動または文化活動において、南部町におけるスポーツ活動または文化活動の振興、普及に著しく貢献した者 (通年5年以上)

就学校の変更ができます

小学校、中学校に入学、または在学する児童生徒は、住所地により定められた校区の学校に通学することになっていますが、保護者の申立により、教育委員会が認めるときは、指定した小学校、または中学校を変更することができます。

就学援助をご利用ください

南部町では、小中学校へ通学している児童生徒のいる、経済的にお困りの世帯を支援する就学援助があります。

■対象となると思われる世帯

- ① 生活保護を受けている世帯、または生活保護が停止、廃止となった世帯
- ② 市町村民税の非課税世帯、固定資産税の減免、国民年金の掛金の免除を受けている世帯
- ③ 保護者が倒産、病気等の理由により失業し、収入が著しく減った世帯

※但し、右記に該当しても世帯の収入状況により、援助の対象とならない場合があります。

就学校・就学援助を希望される方は、教育委員会までご相談ください。

【問い合わせ先】 教育委員会事務局

総務・学校教育課 TEL 64-3787